

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月9日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成16年8月12日、A医療機関を受診し、「うつ病」と診断され、その後、複数の医療機関で治療を受けていたところ（以下「既存の精神障害」という。）、平成27年4月16日、B所在のC（以下「会社」という。）に中古車販売等の営業職として雇用され、同日から、D所在の会社Eにおいて就労し、同年8月16日、F所在の会社G店に異動となり、G店において就労していた。
- 2 請求人は、平成27年9月2日、A医療機関を再受診し、「抑うつ状態」と診断された。請求人によると、G店の店長からのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）が原因で既存の精神障害が悪化し、出勤することができなくなったという。
- 3 本件は、請求人が、既存の精神障害の悪化は業務上の事由によるものであるとして、平成28年6月30日から平成29年7月31日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月12日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病時期と病名については、H医師が、平成29年9月26日付け意見書において、「現在の病態は、既存の精神障害による自然経過の範疇と思われる。」旨の意見を述べ、I医師が、同年11月14日付け意見書において、「寛解の診断は下していない。」旨の意見を述べている。また、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会も、同年12月28日付けの意見書において、上記医師の意見及び請求人の傷病経過等を踏まえ、「請求人は、平成16年8月12日頃に『うつ病』を発病し、平成16年の初診から治療が継続していたものと考えられる。請求人には、著しい症状の悪化は認められないものと考えられる。」旨の意見を述べていることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人は、平成16年8月12日頃に「うつ病」を発病したが、その後治療が継続されており、寛解には至っておらず、また、既存の精神障害が悪化したとも認められない。

(2) そうすると、請求人の精神障害の発病の原因につき、平成27年4月16日の入社後の会社における出来事は、その心理的負荷の評価の対象として検討する余地はないこととなる。

なお、仮に、請求人が主張するとおり、請求人の既存の精神障害が、平成28年6月30日に悪化したとして、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)により、請求人が心理的負荷になったと主張する業務上の出来事について検討すると、決定書理由に説示するとおり、前記第3の1(1)(略)に記載の出来事は、これらが全て事実であったとしても、認定基準別表1「業務

による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」のうち「心理的負荷が極度のもの」に該当する出来事とは認められず、請求人が追加提出したボイスレコーダー録音反訳に記載された出来事も、同出来事に該当するものとは認められない。

また、請求人が前記第3の1(2)(略)において主張する長時間労働については、社員別出勤簿の記載を基礎として集計した審査官の労働時間の算定はおおむね妥当である。仮に、請求人の主張する、SNSに残された会社同僚等とのやり取りの記録を考慮に入れて労働時間を再集計したとしても、請求人の精神障害が悪化したと主張する平成28年6月30日の直前1か月間において、極度の長時間労働があったと認められる程度の時間外労働時間数には達していない。

したがって、仮に精神障害の悪化があったとしても、それは、業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月17日